

学校法人順正学園 カスタマーハラスメント防止に関する基本方針

(令和8年10月1日)

はじめに

学校法人順正学園は、学生、保護者、卒業生、受験生、地域の皆様、取引先その他本学園に関係する皆様との信頼関係を大切にしながら、より良い教育研究環境の実現に努めています。本学園に寄せられるご意見、ご要望、ご指摘等は、教育、研究、学生支援その他の業務改善につながる貴重なものであり、本学園はこれらを真摯に受け止め、誠実に対応してまいります。

一方で、教職員等に対する暴言、威圧的な言動、不当又は過剰な要求、長時間にわたる拘束、インターネット上での誹謗中傷等の社会通念上相当な範囲を超える要求や言動は、教職員等の尊厳を傷つけ、就業環境や教育研究環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

本学園は、教職員等が安心して教育、研究及び学生支援その他の業務に従事できる環境を維持するため、本方針を定め、カスタマーハラスメントに対して組織として適切に対応します。

カスタマーハラスメントの定義

本学園におけるカスタマーハラスメントとは、本学園に関係する方からの言動又は要求のうち、その内容に妥当性を欠くもの、又は内容に妥当性がある場合であっても、その手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超えるものであり、それにより教職員等の就業環境又は教育研究環境が害されるものをいいます。

なお、正当なご意見、ご要望、ご指摘、相談等はカスタマーハラスメントには該当しません。本学園は、これらについて引き続き真摯に受け止め、誠実に対応します。

カスタマーハラスメントに該当する行為の例

次のような行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。なお、以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

1. 暴行、傷害等の身体的な攻撃
2. 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、差別的な言動又は人格を否定する言動等の精神的な攻撃
3. 威圧的又は高圧的な言動
4. 長時間の電話や面談、居座り、不退去、執拗な連絡等の継続的又は拘束的な言動
5. 成績変更、単位認定変更、卒業判定変更、処分撤回、金銭補償、特別扱いの要求その他の不当な要求
6. 教職員等のプライバシーを侵害する行為、無断での撮影、録音又は録画

7. SNSその他インターネット上での誹謗中傷、個人情報の公開又は学園若しくは教職員等の信用を毀損する投稿等
8. その他、社会通念上相当な範囲を超え、教職員等の就業環境又は教育研究環境を害する行為

カスタマーハラスメントへの対応

本学園は、カスタマーハラスメントが疑われる場合には、事実関係を確認したうえで、教職員等の安全及び心身の健康に十分配慮し、組織として適切に対応します。

本学園がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合には、対応方法の変更、対応の中止その他必要な措置を講じることがあります。

また、悪質な場合には、警察、弁護士その他の外部専門機関と連携し、適切に対処します。

教職員等への対応

本学園は、カスタマーハラスメントに関する相談体制を整備し、被害を受けた教職員等の保護及び心身のケアに努めます。

また、教職員等に対する必要な周知及び啓発を行い、カスタマーハラスメントの防止及び再発防止に取り組みます。

関係者の皆様へのお願い

本方針は、学生の学びと成長を支える教育環境を守るとともに、教職員等が安心して教育、研究及び学生支援その他の業務に従事できる環境を維持するために定めるものです。

本学園は、今後も関係者の皆様との信頼関係を大切にしながら、より良い教育研究環境の実現に努めてまいります。

本方針の趣旨をご理解いただき、円滑なコミュニケーションと適切な教育研究活動の推進にご協力くださいますようお願い申し上げます。